

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成 20 年 11 月 14 日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 イトーヨーカドー花巻店 花巻市下小舟渡 118 番 1 号
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成 20 年 11 月 1 日
- (5) 変更の理由 地域ニーズの変化に対応するため

2 届出年月日 平成 20 年 10 月 31 日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び花巻市役所